

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の九第一項及び第二項並びに第四十三条の三の十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年八月十日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の二の中欄の二の(1)及び下欄の4中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同表の二の二の3の中欄の3の(1)中「限る。」の下に「又は貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）」を加え、同表の二の二の3の下欄の8中「の修理」を「に係るものの修理」に、「給水ポンプ又は主配管に係るもの（加圧水型発電用原子炉施設に

係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。」を「給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。

）、貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの」に改め、同表の二の二の八の(6)の中欄の(1)及び下欄中「燃料貯蔵設備」を「燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）」に改める。

別表第二の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書（自然現象への配慮に関する説明を含む。）」を「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に改め、「最高使用温度」の下に「個数」を加える。

別表第二の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）（以下単に「設備別記載事項」という。）の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の1の(1)及び加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の1の(1)中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同表の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の中欄の設備別記載

事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の4の(8)及び加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の4の(7)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の下欄中「新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の燃料集合体の落下防止に関する説明書」を「燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書」に改める。

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の5中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、同5の(7)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(7)を同5の(8)とし、同5中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

- 
- 
- |  |
|--|
| (6) 安全弁及び逃がし弁の<br>名称、種類、吹出圧力、<br>吹出量、主要寸法、材料<br>、駆動方法、個数及び取<br>付箇所（常設及び可搬型 |
|--|
-

の別に記載すること。」

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の6の(7)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項の8中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、同8の(8)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(8)を同8の(9)とし、同8中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 安全弁及び逃がし弁の

名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）

ービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項の9中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

	(4) 安全弁及び逃がし弁の 名称、種類、吹出圧力、 吹出量、主要寸法、材料 、駆動方法、個数及び取 付箇所

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項の4の(6)中「取付箇所」の下に「(加圧器逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。)」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項の5の(2)中「取付箇所」の下に「(主蒸気逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。)」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気ター

タービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項の6の(7)及び7の(7)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項の9中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、同9の(8)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(8)を同9の(9)とし、同9中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

- |     |   |
|-----|---|
| (7) | 安全弁及び逃がし弁の<br>名称、種類、吹出圧力、<br>吹出量、主要寸法、材料<br>、駆動方法、個数及び取<br>付箇所(常設及び可搬型<br>の別に記載すること。) |
|-----|---|

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項の2の(3)中「給水ポンプの種類、原動機の種類、出力(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのもの)にあつては、取付箇所を常設及び可搬型の別に記載するこ

と。)、貯水設備の種類、容量及び個数」を「給水ポンプの種類(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。

)、原動機の種類及び出力(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、貯水設備の種類、容量及び個数(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、に改め、同2の(4)のイ中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の下欄中「非常用炉心冷却設備」の下に「その他原子炉注水設備」を加える。

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の3の(2)のホ中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事

項の4の(4)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(4)を同4の(5)とし、同4中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

---

---

(3) 安全弁及び逃がし弁の  
名称、種類、吹出圧力、  
吹出量、主要寸法、材料  
、駆動方法、個数及び取  
付箇所（常設及び可搬型  
の別に記載すること。）

---

---

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の5中(11)を(12)とし、(10)から(6)までを(11)から(7)までとし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

---

---

(5) 非常用炉心冷却設備そ  
の他原子炉注水設備に係

---

---



---

---

---

る容器内又は貯蔵槽内の  
水位を計測する装置の名  
称、検出器の種類、計測  
範囲、個数及び取付箇所  
(常設及び可搬型の別に  
記載すること。)

---

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の8の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項の4の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(5)を同4の(6)とし、同4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

---

(4) 安全弁及び逃がし弁の

---

	<p>別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の6中(9)を(16)とし、(8)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。</p>	
<p>名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、</p>	

個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の6中(7)を(13)とし、(6)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 補助給水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(12) ほう酸注入機能を有す

る設備に係る容器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の6中(5)を(9)とし、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名

---

---

---

称、検出器の種類、計測  
範囲、個数及び取付箇所  
(常設及び可搬型の別に  
記載すること。)

(7) 原子炉補機冷却設備に  
係る容器内の圧力又は水  
位を計測する装置の名称  
、検出器の種類、計測範  
囲、個数及び取付箇所(常  
設及び可搬型の別に記  
載すること。)

(8) 蒸気タービンの附属設  
備に係る貯水設備内の圧

---

---

---

---

力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

---

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の6中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

---

(3) 原子炉容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型

---

の別に記載すること。)

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項の9の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加える。

別表第二の放射線管理施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の2中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同2の(3)中「記載すること。」の下に「並びに設計上の空気の流入率」を加え、同(3)を同2の(4)とし、同2の(2)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(2)を同2の(3)とし、同2中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- 
- (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）  
の名称、種類、容量、最
-

---

---

---

高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

---

別表第二の放射線管理施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の2中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同2の(3)中「記載すること。」の下に「並びに設計上の空気の流入率」を加え、同(3)を同2の(4)とし、同2の(2)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(2)を同2の(3)とし、同2中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

---

(1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）

---



の名称、種類、容量、最  
高使用圧力、最高使用温  
度、主要寸法、材料、個  
数及び取付箇所（常設及  
び可搬型の別に記載する  
こと。）

別表第二の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の3の(6)中ルをヲとし、ヌをルとし、同(6)のり中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同リを同(6)のヌとし、同(6)中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 安全弁及び逃がし弁  
の名称、種類、吹出圧  
力、吹出量、主要寸法  
、材料、駆動方法、個

数及び取付箇所（常設  
及び可搬型の別に記載  
すること。）

別表第二の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の3の(7)中ヨをタとし、ヲからカまでをワからヨまでとし、ルをヲとし、同(7)の又中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同ヌを同(7)のルとし、同(7)中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 安全弁及び逃がし弁  
の名称、種類、吹出圧  
力、吹出量、主要寸法  
、材料、駆動方法、個  
数及び取付箇所（常設  
及び可搬型の別に記載  
すること。）

別表第二の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の3の(9)の二中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の3の(1)中ルをヲとし、又をルとし、同(1)のり中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同りを同(1)の又とし、同(1)中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

	ト
	ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、

次の事項の3の(4)中ヨをタとし、ヲからカまでをワからヨまでとし、ルをヲとし、同(4)の又中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同又を同(4)のルとし、同(4)中リをヌとし、チの次に次のように加える。

---



---



---

リ 安全弁及び逃がし弁  
 の名称、種類、吹出圧  
 力、吹出量、主要寸法  
 、材料、駆動方法、個  
 数及び取付箇所（常設  
 及び可搬型の別に記載  
 すること。）

---



---

別表第二の原子炉格納施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の3の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉格納施設の下欄中「圧力低減設備」の下に「その他の安全設備」を加える。

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の1の中欄の設備別記載事項の2の(1)のロ及び(1)のトの1並び

に2の(4)の二中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表のその他発電用原子炉の附属施設の1の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「(支持構造物を含めて記載すること。)」を、「強度に関する説明書」の下に「(支持構造物を含めて記載すること。)」を加える。

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の4の中欄の設備別記載事項の2の(2)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(2)を同2の(5)とし、同2の(1)の次に次のように加える。

- 
- 
- 
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
  - (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及
-

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の4の下欄中

び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

「火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）」

「火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図」

を

強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。

に改める。

構造図

安全弁及び逃がし弁の吹出量

計算書（バネ式のものに限る

。）

」

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の5の中欄の設備別記載事項の2の(2)のハ中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表のその他発電用原子炉の附属施設の5の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を、「強度に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を加え、同表のその他発電用原子炉の附属施設の6の中欄の設備別記載事項の1中「燃料貯蔵設備」を「燃料設備」に改め、同1の(2)中「容量」の下に「、最高使用圧力、最高使用温度」を加え、同(2)を同1の(3)とし、同1中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

	別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の6の中欄の設備別記載事項の1の(3)の次に次のように加える。	
<p>(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常</p>		<p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>



---

---

---

設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

---

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の6の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を、  
「強度に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を加え、  
同表のその他発電用原子炉の附属施設の7及び9の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この規則の施行前に施設に着手した工事であつて、この規則の施行により新たに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の九第一項又は法第四十三条の三の十第一項の規定に該当するものを行っている者は、この規則の施行後においても引き続きその工事をを行うことができる。

第三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）別表第二の規定の例によることができる。

（書類の提出）

第四条 次に掲げる工事の計画であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合していると認められたもの（新実用炉規則別表第二の規定の例によるものを除く。）については、この規則の施行後、

遅滞なく、新実用炉規則別表第二の規定の例により、新実用炉規則第九条第一項第二号又は第十二条第一項第二号に掲げる工事計画に関する書類を作成し、及び必要な書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 この規則の施行前に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定による認可を受けた工事の計画

二 この規則の施行前に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出が受理された日から三十日（法第

四十三条の三の十第三項の規定により同条第二項に規定する期間が短縮された場合又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）を経過

した工事の計画